

広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十九号

広島県手数料条例の一部を改正する条例

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。
別表租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項において「法」という。）の項中「又は第三十九条の七第九項」及び「又は第三十九条の七第十一項」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第五十六条第四項に規定する資産の譲渡に係る租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の七第九項又は第十一项に規定する認定の審査を受ける場合の手数料については、なお従前の例による。